

公開日: 2025/06/05 (掲載号: No.621)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第93話】「宗教法人と源泉所得税」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第93話】

「宗教法人と源泉所得税」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

「・・・住職が・・・こんな隠蔽仮装をするのか・・・」

浅田調査官は、職場のロッカーを整理しているときに見つけた古い新聞を見ながら、ため息をつく。

和歌山県南部で複数の寺を運営する2つの宗教法人が大阪国税局の税務調査を受け、住職2人が檀家（だんか）から受け取ったお布施などを私的に流用したとして、2021年までの7年間で計約1億5,000万円の所得隠しを指摘されたことがわかった。国税局は住職2人への給与に対する所得税の源泉徴収漏れにあたると判断したとみられる。

（下線：筆者）

（※） 朝日新聞2023.1.31より

浅田調査官が新聞を熱心に読んでいるところに、中尾統括官がやってくる。

「どうだい・・・だいぶ片づいたか？ 新聞や雑誌など、ロッカーの中のいないものは、どんどん捨ててくれよ」

中尾統括官は、笑いながら、浅田調査官に声をかける。

「ところで・・・何をそんな真剣な顔をして読んでいるんだ？」

中尾統括官は、浅田調査官の手元にある新聞の記事を見る。

「・・・宗教法人の・・・所得隠しか・・・」

中尾統括官は、途端に、渋い顔になる。

「・・・これって、追徴税額は重加算税を含めて計約7,800万円で、この2つの宗教法人はいずれも全額納付しているようです」

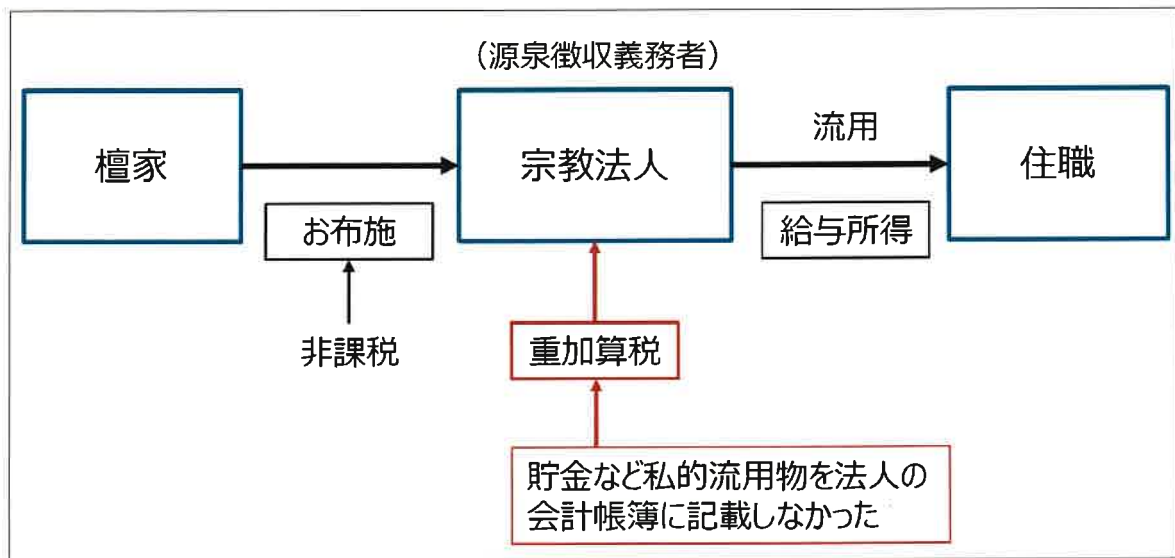
浅田調査官は、記事の一部を説明する。

「・・・そして、国税局は、貯金など私的流用分を法人の会計帳簿に記載しなかったとして、重加算税対象の仮装・隠蔽にあたると判断しています・・・」

浅田調査官は、新聞を見ながら、説明を続けた。

「・・・宗教法人の住職は『税務調査は受けた。向こうの言い分はのんだ』と答え、もう一方の法人の住職は『（税務調査を）受けていない』と言っています・・・2人ともあまり反省していないようです・・・ところで、この事件は、私的に利用した金員は、住職に対する給与とみなされて、源泉徴収の漏れがあったということです・・・」

そう言うと、浅田調査官は、傍らのテーブルの上に図を描く。



「・・・もともと、宗教法人が檀家から受け取るお布施は、非課税になるのだが、そのお布施を流用して住職の個人的な支出に使った場合、それは住職個人に対する給与所得になるのだから、宗教法人には源泉徴収の義務が生じる・・・」

傍らにいる中尾統括官は、図を見ながらコメントをする。

「・・・3年ほど前の新聞記事ですけど・・・住職らによる私的流用などで源泉徴収漏れを指摘されるケースは全国的に後を絶たない。国税庁によると、2022年6月までの1年間で1,490の宗教法人を調査したところ、約7割で源泉徴収漏れが見つかった。1件あたりの追徴税額は88万2,000円だった・・・と書かれています・・・本来、人の道を説く僧侶なのですが、こんな記事を読むと、なんとも情けない気持ちになります・・・」

浅田調査官は、古い新聞を握りしめる。

「・・・そうだなあ・・・坊さんも煩惱を断つのは難しいのだろう・・・」

中尾統括官は、苦笑いをする。

「・・・それに僕は、以前から宗教法人について、あまり良いイメージを持っていない・・・宗教法人の課税をもう一度、見直した方が良いと思う・・・現在、宗教法人は、収益事業のみ非課税となっているが、僕は、原則、課税とし、非課税を希望する宗教法人には税務署に非課税の届出書を提出する義務を負わせるのが良いと思う・・・これによって、非課税となる宗教法人は限定されるだろう・・・今だったら、巷に、宗教法人＝非課税と考えるものが多い・・・」

中尾統括官は、少し興奮しているのか、頬を赤くして言う。

「・・・昔、宗教法人がラブホテルを経営していて、客からのお布施を理由に非課税であるとして申告しなかった事件があった・・・」

そのとき、浅田調査官は、「これですか？」と表示しているスマートフォンの画面を見せる。

《休眠宗教法人で所得隠し？ ラブホテル経営で国税指摘》

長野県などのラブホテルの経営者が、宗教法人を隠れ蓑に14億円もの所得隠しをしていた疑惑が報じられている。この宗教法人は、香川県に本部があるが、ほとんど休眠状態とみられている。同様な「休眠宗教法人」は全国で5,000弱もあるといい、今後その実態解明などが求められそうだ。

所得隠しの舞台となっていたとされるラブホテルは、報道によると、長野など中部日本の5県に23軒ある。そこでは、休憩・宿泊料の4割がお布施として処理されていたという。しかし、あるホテルの従業員は、こう明かす。

「確かに、入り口に観音様の像は建っていますが、どのホテルにも、信者はいないと聞いています。私も、管理人として雇われているだけで、お客さまからは料金だけもらっています。経営者の奥さんが、おつり分以外は集金しているので、お布施のことはよく分からないんですよ」

つまり、このホテルでは、客が自ら「喜捨」していなかったということだ。お布施としてもらっていたのは、部屋の小皿に入れられたお金だけで、それも月に1,000円弱だったという。これは別の封筒で渡していた。

(下線：筆者)

(※) J-CASTニュース2009.6.9より

「そうそう、この事件だよ・・・当時、新聞やテレビなどで、大々的に報道されていたことを覚えている」

中尾統括官は、懐かしそうに記事を読む。

「・・・しかし、このケースと異なるのですが、ラブホテルに僧侶がいて、その僧侶から（仏の）話を聞き、その後、自由に休憩できる部屋が与えられ、ホテルを出るときに『喜捨箱』にお金を入れてもらうというのであれば、課税されないのでしょうか・・・もちろん、ラブホテルのような料金表はないということですが・・・非課税となるのでしょうか？」

浅田調査官は、真面目な顔で、中尾統括官に訊ねる。

(つづく)